

2025年(令和7年)1月11日 撮影
機能別大規模災害団員辞令交付式



機能別大規模災害団員教育計画

藤沢市消防団

F FUJISAWA CITY
FIRE CORPS

【目的】

機能別大規模災害団員教育計画(以下、「教育計画」という。)は、藤沢市消防団に関する規則第3条第1項及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第16条の規定に基づき、藤沢市消防団機能別大規模災害団員(以下「大規模団員」という。)が、市域において大規模な災害が発生した場合、有効な活動が行えるように、知識・技術を習得するための教育方針を定め、平準化を図ることを目的とする。

【重点項目】

(1)大規模災害への対応力の強化

大規模災害を想定した各種訓練(図上・実践)に参加し、災害対応力の強化を図る。

(2)防災指導力の強化

災害時に必要な知識として、防災に関する研修等に参加し指導力向上を図る。

(3)多様な主体との連携強化

基本団員及び職員と定期的に合同訓練等を実施し災害活動時の連携強化を図るほか、自主防災組織等が主催の訓練等に参加し、地域住民との連携強化を図る。

(4)消防団員としての規律等の強化

消防団員として活動するにあたり、地方公務員の非常勤特別職として他の模範となるよう、消防団活動に必要となる知識・技術の習得を図る。

機能別大規模災害団員教育計画

教育資料について



教養編

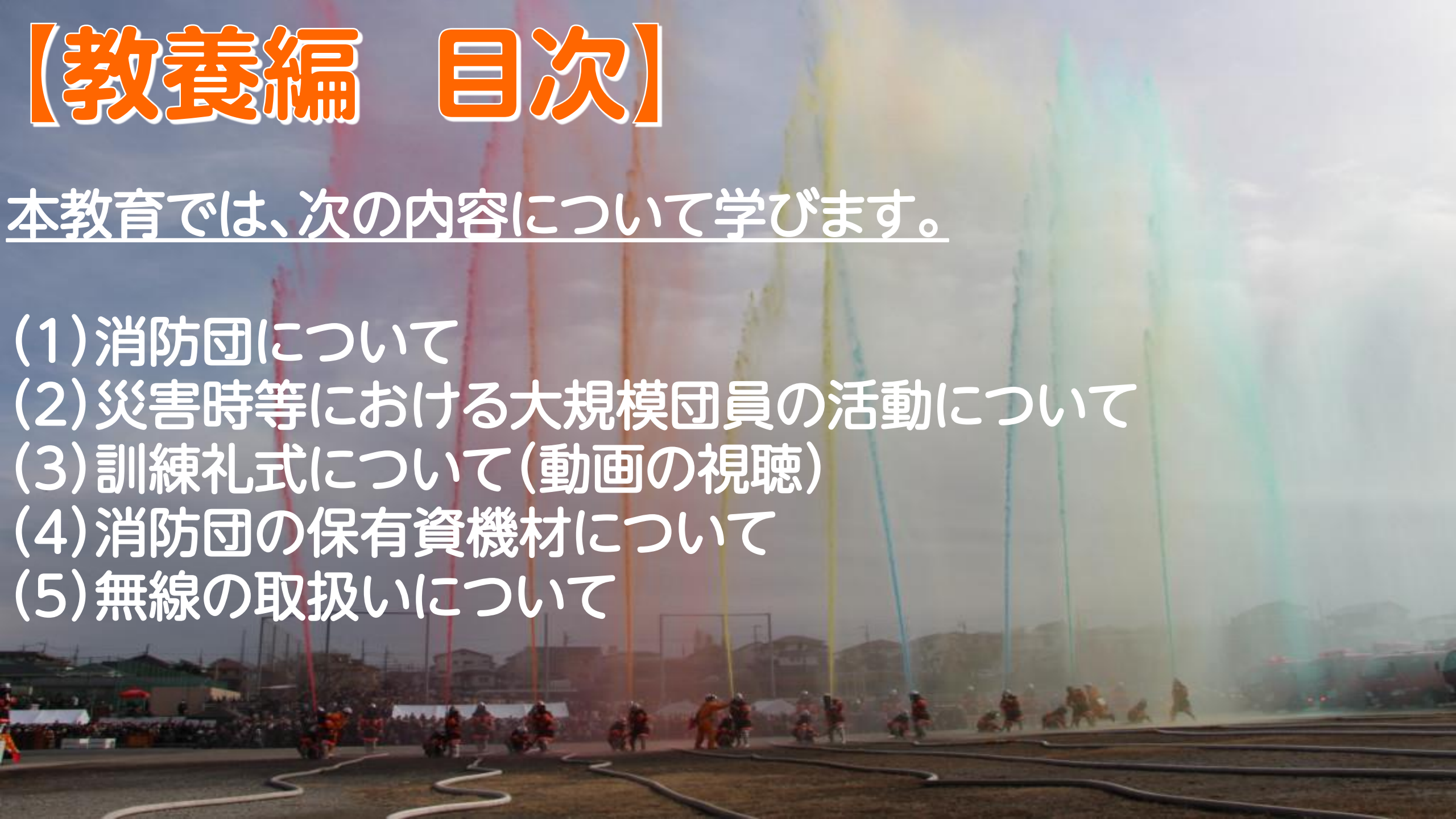


大規模団員

【教養編 目次】

本教育では、次の内容について学びます。

- (1) 消防団について
- (2) 災害時等における大規模団員の活動について
- (3) 訓練礼式について(動画の視聴)
- (4) 消防団の保有資機材について
- (5) 無線の取扱いについて





藤沢市消防団について

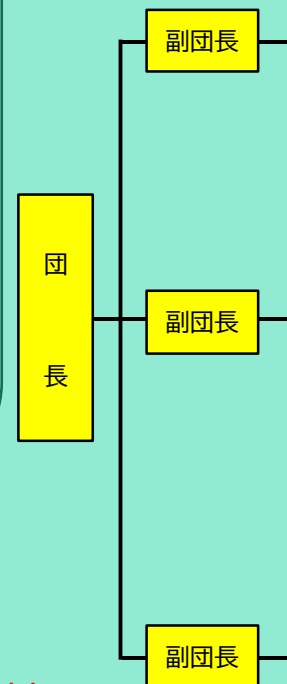


※藤沢市消防団の概要 藤沢市消防団の組織

消防局や消防署と同様、消防組織法に基づき、市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時や非常時を問わず市内の各地域に密着し、市民の安全と安心を守るという重要な役割を担います。

市内に1団本部、31個分団及び活動や役割を限定した機能別消防団員からなる組織として、定員504人で構成される非常勤特別職の地方公務員です。

【消防団の組織】



片瀬地区	第1分団	江の島地区
	第2分団	片瀬洲鼻地区
	第3分団	片瀬地区
鵠沼地区	第4分団	鵠沼海岸地区
	第5分団	本鵠沼地区
	第7分団	南藤沢地区
藤沢・村岡地区	第6分団	村岡地区
	第8分団	西富地区
	第9分団	本町・善行地区
辻堂・明治地区	第10分団	辻堂地区
	第11分団	明治地区
	第12分団	大庭地区
六会地区	第14分団	西俣野地区
	第15分団	亀井野地区
	第16分団	亀井野地区
	第17分団	円行地区
石川・遠藤地区	第18分団	下土棚地区
	第13分団	石川・天神町地区
	第19分団	遠藤地区
	第20分団	遠藤地区
長後地区	第21分団	高倉地区
	第22分団	高倉地区
	第23分団	長後地区
	第24分団	長後地区
	第25分団	長後地区
御所見地区	第26分団	鵜郷地区
	第27分団	打戻地区
	第28分団	宮原地区
	第29分団	菖蒲沢地区
	第30分団	用田地区
	第31分団	葛原地区

機能別消防団員とは(音楽団員・大規模団員)

(藤沢市消防団に関する規則 第4条)

※機能別消防団員の階級は「団員」のみとなります。

従来の消防団員(基本団員)が、消防活動全般を担うのに対し、それぞれの事情や能力に応じて、あらかじめ定めた特定の活動・役割に従事するものです。

【大規模団員】

平常時は、市内各地域における防災指導や消防団PR等の広報を、大規模災害発生時には消防団指揮本部の運営補助、基本団員の活動補助及び住民の避難誘導等に従事する機能別消防団員です。

【音楽団員】

藤沢市消防音楽隊と共に音楽を通じて、消防に関する広報、消防団のPRを主に活動をする機能別消防団員です。



大規模団員の処遇・各種補償制度について

大規模団員が公務上「ケガ等」をした場合は、各種補償制度により一定の損害補償がされます。

※大規模団員の処遇等について

(藤沢市消防団に関する条例 第10条・第11条)

(藤沢市消防団に関する規則 第11条)

※出勤報酬 (災害1,700円/時間、災害以外1,400円/時間)

年額報酬 対象外

※公務災害補償について

(消防組織法第24条第1項)

(藤沢市消防団員等公務災害補償条例第2条)

消防団員が公務(消火や訓練等)により負傷、疾病、障害又は死亡の身体的損害を被った際の補償は次のとおりです。

・療養補償・休業補償・傷病補償年金・障害補償・介護補償

・遺族補償・葬祭補償

※福祉事業の種類

(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律)

外科後処置、補装具、リハビリテーション、アフターケア、休業援護金、在宅介護を行う介護人の派遣、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、傷病特別給付金、障害特別支給金、障害特別援護金、障害特別給付金、遺族特別給付金、遺族特別救護金、遺族特別給付金、長期家族介護者救護金があります。



大規模団員に付与されない制度

・退職報償金制度

(消防組織法第25条)

・休団制度

(藤沢市消防団に関する条例 第16条)

(藤沢市消防団に関する規則 第16条)

・表彰制度

(藤沢市消防団員の手引きP25参照)

表彰については、藤沢市消防団長表彰のみ該当となります。



消防団員の公権力について

(5) 消防団員が有する主な公権力(藤沢市消防団員の手引き 参照)

公権力とは

・消防の任務を遂行するために、消防団員に対し、消防職員に準じて必要な権限が法律で与えられています。

ア 立入検査(消防法第4条の2第1項)

イ 情報提供(消防法第25条第3項)

ウ **優先通行権及び緊急通行権**

(ア) **優先通行権(消防法第26条第1項)**

(イ) **緊急通行権(消防法第27条)**

エ **消防警戒区域の設定(消防法第28条第1項)**

オ **緊急措置権**

(ア) 消防吏員又は消防団員は、消火、延焼の防止又は人命救助の必要があるときは、消防対象物やその土地を使用、処分し、又は使用を制限することができます。(消防法第29条第1項)

(イ) 消防吏員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助その他の消防作業に従事させることができます。(消防法第29条第5項)

※藤沢市公式ホームページを参照ください。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/keibou/bosai/shobo/soshiki/kenshu.html>

[ホーム](#) > [防災・安全](#) > [消防・救急](#) > [消防](#) > [消防団](#) > [消防団員教育資料\(座学:動画\)](#)



消防団員の公権力について



・優先通行権(消防法第26条第1項)

車両が、火災現場に出動する場合
他の車両や歩行者などに優先して通行
することができます。



・緊急通行権(消防法第27条)

消防隊が一刻も早く火災現場に到着
できるように指導や校内の通路など
を通行することができます。



消防団員の公権力について

消防警戒区域の設定 (消防法第28条第1項)

・火災現場では消防警戒区域を設定して区域内に特定のものの以外の出入りを禁止もしくは制限することができます。この区域を設定する場合はロープなどを貼ってはっきりと示す必要があります。



火災警戒区域の設定(参考) (消防法第23の2)

・消防警戒区域のほかに、火災警戒区域があります。これは火災ではなく、ガス火薬危険物の漏えいなどの事故により火災発生の危険がある場合に設定するもので消防局長または消防署長の権限で設定することができます。



消防団員の公権力について

・緊急措置権

消防吏員又は消防団員は、消火、延焼の防止又は人命救助の必要があるときは、消防対象物やその土地を使用、処分し、又は使用を制限することができます。(消防法第29条第1項)

消防吏員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助その他の消防作業に従事させることができます。(消防法第29条第5項)



災害時等における 大規模団員の活動について

1

災害の発生

震度【5強以上】の地震発生時「自主的に集まります。」

台風やゲリラ豪雨で河川の氾濫、道路冠水など風水害等の自然災害が発生したとき
その他の災害により、市域に甚大な被害が発生したとき

2

参集の連絡等

震度【5強以上】の地震発生時は、自主的に参集してください。

その他災害が発生した場合、発生する危険がある場合は、消防災害メール等において招集・参集をお知らせします。

3

南・北署へ集まる

交通手段は、原則、【徒歩】 【自転車】 【バイク】にて集まります。

【持込み品】

3～7日分の食料、飲料水、タオル、携帯ライト、着替え等

4

南・北署での活動

指揮支援活動

南・北署に設置される方面式本部にて、副団長の指揮活動を支援します。
活動する各個分団の参集や出動状況の管理を行います。

5

消防団の支援活動

基本団員の支援活動

副団長等の指示により、基本団員の支援（物資の搬送等）活動をします。
資機材や食料等物資の搬送や、活動の支援を行います。



災害の発生



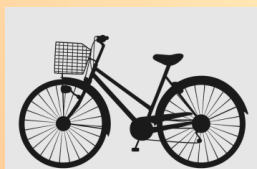
次の災害が発生した場合に大規模団員は、活動を行います。

【自主的に集まり活動する場合】

・市内で「震度5強」以上の地震が発生したとき（自主的に参集）



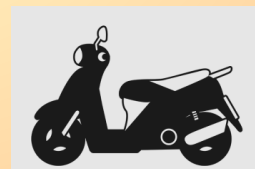
参集方法



自転車



徒歩



バイク



原則、車は不可

参集場所

南消防署
藤沢市鵜沼東8-3

北消防署
藤沢市湘南台2-7-1



災害の発生



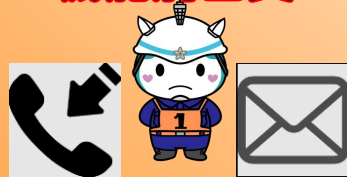
次の災害が発生した場合に大規模団員は、活動します。

【消防災害メールシステム等により警防課からの連絡により活動を依頼する場合】

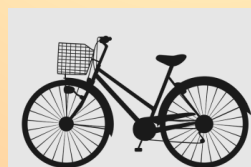
- ・ 台風やゲリラ豪雨で河川の氾濫、道路冠水など風水害等の自然災害が発生したとき
- ・ その他の災害により、市域に甚大な被害が発生したとき



機能別団員



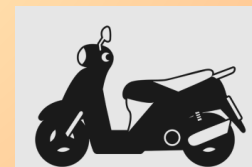
参集方法



自転車



徒歩



バイク



原則、車は不可

参集場所

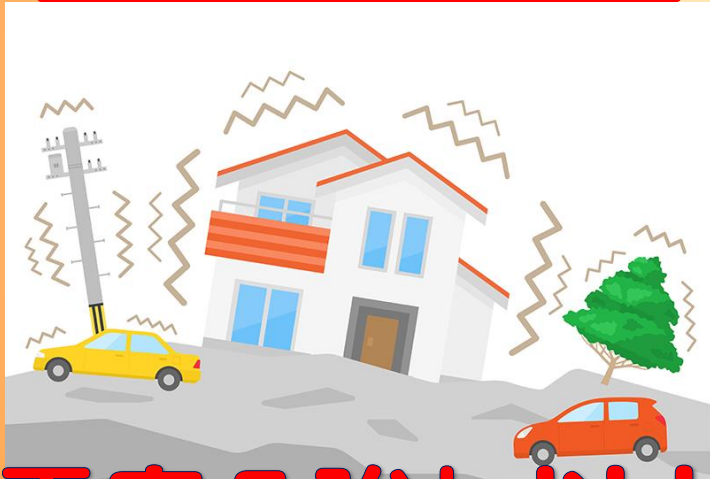
南消防署
藤沢市鵜沼東8-3

北消防署
藤沢市湘南台2-7-1

参集の連絡等

自主的に集まる場合

地震時のみ

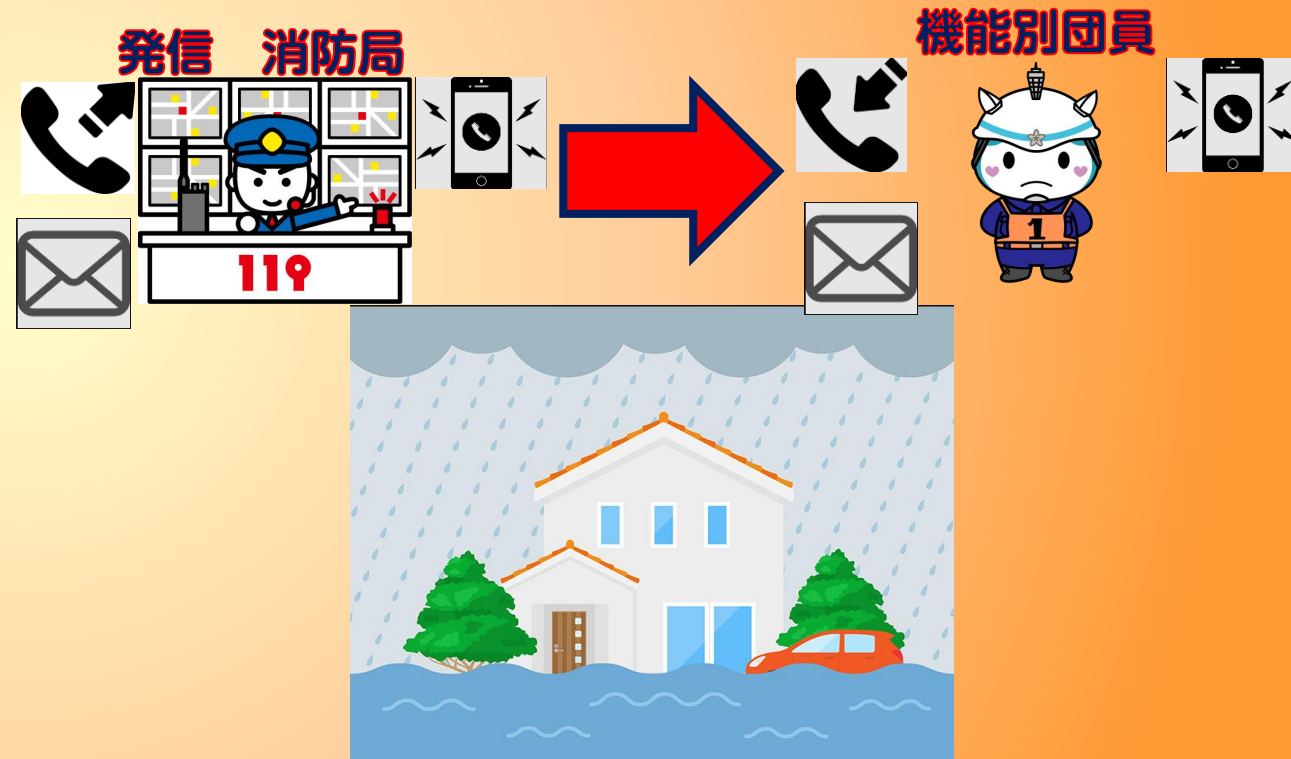


「震度5強」以上



消防局からの連絡はなし

消防災害メールシステム等 により集まる場合

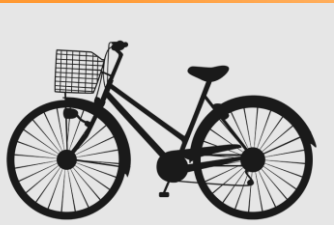


- ・台風やゲリラ豪雨で河川の氾濫、道路冠水など風水害等の自然災害が発生したとき
- ・その他の災害により、市域に甚大な被害が発生したとき

南・北署へ集まる

参集方法

参集場所



自転車

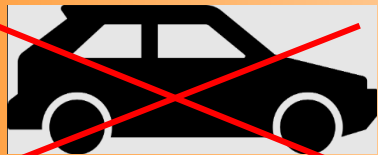


徒

歩



バイク



原則、車は不可

機能別団員参集時の服装、携行品



服装



団員証



南消防署「3階 管理課」

藤沢市鵜沼東 8 - 3

北消防署「3階 管理課」

藤沢市湘南台 2 - 7 - 1

消防署



南・北署へ集まる

参集時の持ち物



★注意事項★

大規模団員として、活動を行う際に参集場所へ参集しても皆さんの食料・着替え等が確保されているわけではありません。特に食料、飲料水については、日ごろから各自で準備ください。

また、災害が長期化する場合は、ローテーションを組んだ活動をするもあります。

- 3～7日分の食料・飲料水
- 携帯ラジオ・救急薬品・タオル・筆記用具・笛等
- ティッシュペーパー・懐中電灯（ヘッドライト等）



機能別団員



消防団方面指揮所

指揮所長 副団長

機能別消防団

南・北署での活動

災害現場

活動する各個分団

南・北署 消防団方面指揮所

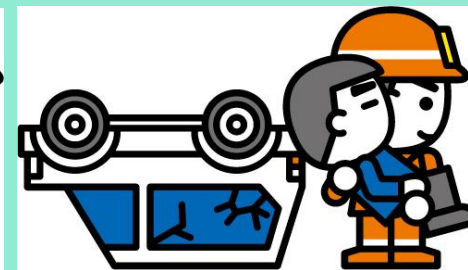


各個分団との無線交信により、
活動内容等の情報を管理する。

災害活動 分団



災害活動 分団



南・北署に設置される「消防団方面指揮所」は、管理課と調整し管轄する各個分団の出動状況の管理や消防団指揮本部との連絡をします。

「消防団方面指揮所」で行う、各個分団の指揮統制、活動管理については、次のとおりです

- ・消防団指揮本部との連絡調整
- ・参集団員の取りまとめ及び災害現場への各分団の分配
- ・避難指示、誘導、現場の広報に関すること
- ・災害情報の収集伝達、その他消防活動について

各個分団は、災害活動の開始、終了の報告。
必要に応じて、増隊の要請等を方面指揮所へ報告。
また、可能な限り被災状況を報告する。

消防団方面指揮所

指揮所長 副団長

機能別消防団



消防団の支援活動

災害現場

活動する各個分団

南・北署 消防団方面指揮所

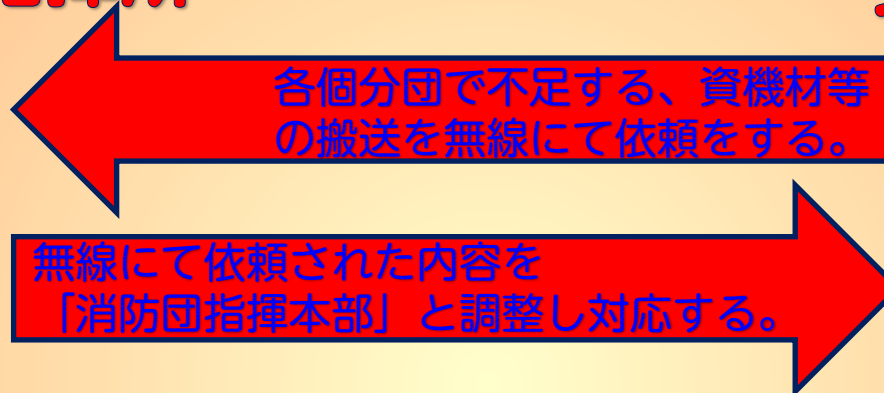


機能別団員

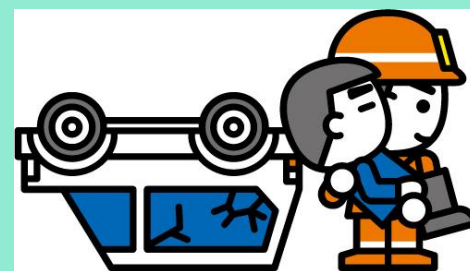


方面指揮隊長の指示により、各個分団へ必要資機材や食料等の搬送。
また避難誘導など必要に応じた活動を行うこともあります。

災害活動 分団



災害活動 分団



各個分団は、災害活動の開始、終了の報告。
必要に応じて、増隊の要請や必要資機材の搬送について方面指揮所へ報告。
また、可能か限り被災状況を報告する。

平時の活動について

(1) 訓練及び研修への参加

警防課の指定する訓練等へ年間2回程度参加する。

※必要に応じて、2回以上実施することもありますので、可能な限り参加をお願いいたします。

(2) 広報活動について

「基本団員」が参加する訓練及び各種イベント等において
広報用の写真撮影のほか、撮影した写真等を活用して藤沢市消防団をPRするための広報資料(パンフレット等)作成を行います。

※平時の活動における、参集の連絡方法については、警防課より
「Eメール及び消防団アプリ等」を使用して行います。

訓練・研修編

藤沢市消防団
FUJISAWA FIRE CORPS
大規模災害団員

大規模団員

大規模団員が参加する 訓練及び研修等

【 訓 練 】

- (1) 藤沢市消防局主催の各種訓練等
- (2) 藤沢市主催の地震災害図上訓練等
- (3) 自主防災組織主催の各種訓練
(例: 地区防災訓練、消防署と自主防災組織が合同で行う訓練等)
- (4) その他必要と認める訓練・研修等
(例: 普通救命講習及び無線免許取得講習等、その他必要と認める訓練・研修等、他機関にて主催する訓練)

【重点 1・2・3】

大規模団員が参加する 訓練及び研修等

【 研 修 】

- (1) 藤沢市消防局主催の研修
- (2) 藤沢市主催の研修等
- (3) 県消防学校主催の幹部教育等
- ※ 神奈川県消防学校 消防団員教育訓練実施要綱第5条にあげる研修
(初級幹部科、現場指揮課程、分団指揮課程等)
- (4) その他必要と認める研修・イベント等

大規模団員年間スケジュールの概要

4月 辞令交付式、正副分団長会議、大規模団員教育

5月

～

6月

7月

8月

9月

～

10月

11月

12月

1月

2月

3月

機関員講習会(広報)、水防訓練(広報)、

市操法訓練・夜間巡視等(広報)

市操法大会(広報)、県操法大会【隔年での実施(広報)】

家族ふれあいレクレーション、市総合防災訓練

署所との合同訓練等(広報)、署所訓練(広報)

消防・救急フェア、実災害想定訓練(訓練・広報)

歳末火災特別警戒 激励会(広報)

消防出初式

資機材取扱い訓練(広報)

春季火災予防キャンペーン

消防団長表彰(広報)

【 訓練・研修等の様子(参考) 】



【基本団員・消防職員との連携の強化】

【重点3】



消防職員



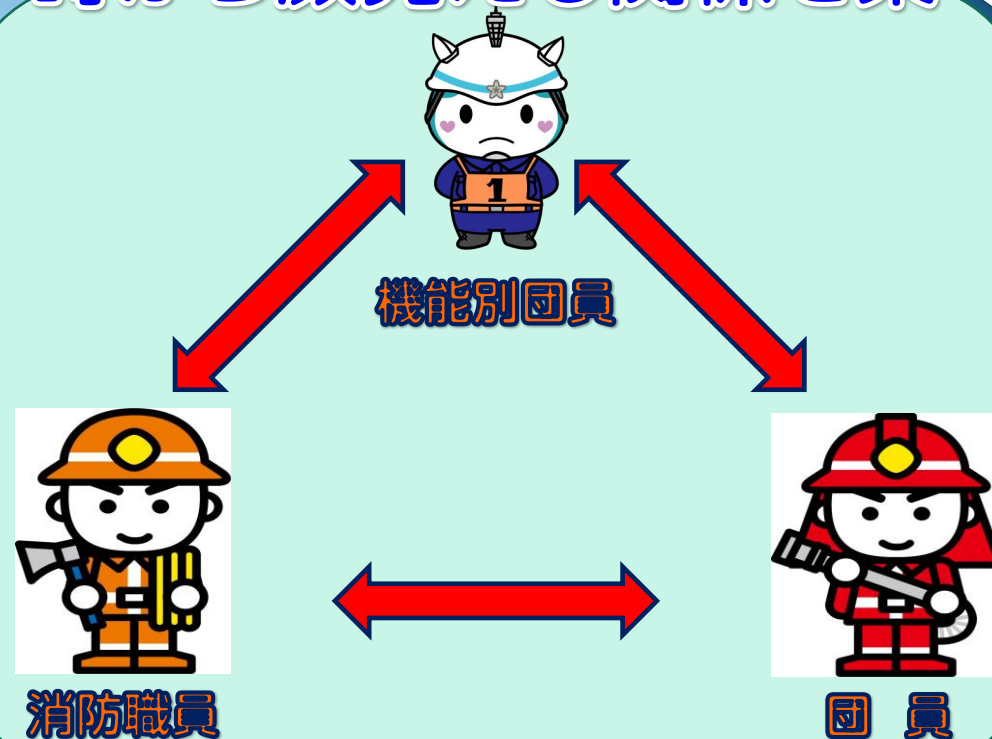
機能別団員



団員

※災害時に連携した活動を行う
「消防職員」「消防団員」「機能別団員」
三者の関係の構築が必要。
そのため、災害発生時以外でも顔の
見える関係を築くことが必要となる。

平時から顔見える関係を築く



※平時の訓練、研修及びイベント等
において、職員や基本団員とい協力
することで、顔の見える関係を図り、
災害活動時における連携の強化を
図る。